

はじめに

日蓮聖人といえ、いかなる権勢にも屈せず、迫害をもともしない剛毅な反面、人の悲しみに泣き、人の苦しみに胸を痛めるといふ、こまやかな温情の持ち主であったことが知られている。また、弟子や信徒への思いやりばかりでなく、処世上の指導や日常生活の振舞にいたるまで事細かに注意をしたり、子に先立たれた母には、まず悲しみを共にして泣かすにはいられないという気性が、たびたびの書簡の中からうかがうことができる。遺文を紐解くと、日常の「こころざし」や「ふるまい」、あるいは規範意識や生活態度に関しては、戒律などの仏教的規範にもとづいた教諭も散見されるが、同時に報恩・孝養・忠孝・礼節など多分に儒教的価値観に立脚したと思われる説示も多く確認される。

研究では、かつて日蓮聖人の家族観に視点を置いて、夫婦や親子に関する説示について検討を試みた¹⁾。特に親子観については、遺文中の譬説を中心に、親子関係に関する先例の引用、遺文にみる世俗的親子観について考察した。本稿では、日蓮聖人の親子観をめぐって、引き続き孝不孝・知恩不知恩に関する説示、門弟の親子関係への言及、日蓮聖人における両親への思慕・追懷等を中心に考究したい。

なお、本稿引用遺文は、日蓮自筆文書のうち真筆が完存またはほぼ完全に現存している真蹟現存遺文、真蹟がかつて実在したことが確認されているものの後に焼失または損失し現在は写本遺文等によって復元されている真蹟曾存遺文、真蹟の一部が確認されるのみで全体像が後世の写本遺文等によってのみ復元されている真蹟断片現存遺文に限定した。論文の性格上、教説意図の明確ではない真蹟現存図録、写本遺文等によっても全体像が復元できず更に前後の文章が欠損しているため全体の文意が明白ではない真蹟断片現存遺文、その他、経論釈疏等抄出の要文類・書入本および直筆写本類は、考察の対象外とした。なお、典拠として示した各遺文の頁数は、立正大学日蓮教学研究編『昭和定本日蓮聖人遺文』(身延山久遠寺)の収載頁数である。

一、孝不孝・知恩不知恩について

先行論文では、孝不孝・知恩不知恩の先例についての整理・検討を試みたが、世俗的・儒教的親子観の考察においては、この問題に触れず、今後の課題としていた。本来であれば、日蓮聖人における世俗的親子観の最も重要な部分が、孝養・報恩の問題であり、それはひとり世俗的・儒教的親子観にとどまらず、仏教的視点から捉えた親子観でもあるといふことができる。そこで、本稿では、未検討であったこれらの問題について、まず遺文を紐解いていきたい。

(一) 孝養・知恩

日蓮聖人は、孝養・報恩の問題を、世俗的・儒教的観点からではなく、仏教的観点からとらえなおした点に特色がある。儒教・外典で説かれる忠孝・報恩・礼節などを重視する一方で、所詮それらは人々を仏教の孝養・報恩へと導入せしめる初門であって、真実の孝養・報恩は、仏教・内典、就中「内典の孝経」であるところの法華経に限ることを、度々強調している。

すなわち、「外典三千余巻にも、忠孝の二字こそ、せんにて候なれ。忠は又孝の家より出^ッとこそ申候なれ。されば外典は内典の初門」『法門可被申様之事』四四三〜四四四頁）、「西方に仏図という者あり。(略) 外典を仏法の初門となせしこれなり。礼楽等を教て、内典わたらば戒定慧をしりやすからせんがため、王臣を教て尊卑をさだめ、父母を教て孝ノ高きをしらしめ、師匠を教て帰依をしらしむ」『開目抄』五三六頁）などとみえるがごときである。

また、世俗では父母・主君・師匠などに背くことは不孝・不忠・不義にあたるが（『高橋入道殿御返事』一〇九〇頁ほか）、儒教では父母・主君・師匠に誤りがある時は、これに随わないことであえて忠孝・報恩となる義理を説いて（『祈祷鈔』六七三頁、『下山御消息』一三二八頁、『兵衛志殿御返事』一四〇二頁ほか）、仏法においても同様であるとし（『開目抄』五八一頁）、殊に五逆十惡に超過せる法華経違背の失あれば、これを諫めることの必然性を主張して、「一切の事は父母にそむき、国王にしたがはざれば、不孝の者にして天のせめをかうふる。ただし法華経のかたきになりぬれば、父母国主の事をも用ひざるが孝養ともなり、国の恩を報ずるにて候」（『王舎城事』九一七頁）などとも述べている。

特に孝養の問題に関して、日蓮聖人は、「抑^モ日本国の人を皆やしなうて候よりも、父母一人やしなうて候は功德まさり候」（『種種物御消息』一五二九頁）などと、父母孝養の重きことについて述べるのが常で、特に法華経に根ざした父母孝養の尊きことについては、「末代ノ凡夫聞^{ニカバ}此法門^一、唯我一人ノ非^{ニズ}成仏^{一スルニ}、父母^モ又即身成仏^{セン}。此第一ノ孝養也」（『始聞仏乘義』一四五四頁）、「一切の善根の中に、孝養父母は第一にて候なれば、まして法華経にてをはず」（『窪尼御前御返事』一六四六頁）などと述べている。

また、儒教と仏教の孝養観の最大の相違についても言及し、「孝に^ニあり。世間の孝の孝不孝は外典の人々これをしりぬべし。内典の孝不孝は設^テ論師等なりとも実経を弁^ヘざる権経の論師の流を受^ケたる末論師などは後生しりがたき事なるべし」（『法門可被申様之事』四四六頁）、あるいは「儒家の孝養は今生にかぎる。未来の父母を扶^ツざれば、外家の聖賢は有名無実なり。外道^ハ過未をしれども父母を扶^ル道なし。仏道こそ父母の後世を扶^ツれば聖賢の名はあるべけれ。(略) 今法華経の時こそ、女人成仏の時悲母の成仏^モ頭れ、達多ノ悪人成仏の時慈父ノ成仏も頭るれ。此の経は内典の孝経也」（『開目抄』五九〇頁）と、儒教でいうところの孝養とは現世に限られるものであり、仏教のように三世にわたった孝養を説いたものではなく、よって父母の後生をたすける道を見出していないと断ずる。更に、法華経における提婆達多や龍女の成仏は、ひとり当事者だけの成仏に留まらず、それぞれの父母の後生をたすけて成仏を実現するのであり、そうした意味において、法華経こそが「内典の孝経」と呼ばれる所以であるとしている。

一方、報恩の問題について、日蓮聖人は、「外典三千余巻の所詮^ニあり。所謂孝と忠となり。忠も又孝の家よりいでたり。孝と申^ス者高也。天高^{ケレ}ども孝よりも高からず。又孝^ト者厚也。地あつけれども孝よりは厚からず。聖賢の二類は孝ノ家よりいでたり。何^ニ況や仏法を学せん人、知恩報恩なかるべしや。仏弟子は必^ズ四恩をしつて知恩報恩^ヲほうずべし」（『開目抄』五四四頁）、「仏教をならはん者の、父母・師匠・国恩をわするべしや。此の大恩をほうぜんには必ず仏法をならひきはめ、智者とならで叶^フべきか」（『報恩抄』一一九二頁）などと述べ、仏道を行じる者こそ父母・師匠・国主・三宝の四恩^ニに対す

る知恩報恩を重んじるべき旨が示される。このような報恩の誓いは、一時的な心情の発露ではなく、日蓮聖人にとっては、仏弟子として生きる上での根本的な命題として自覚されたものであり、求道は報恩の実践を抜きに語ることでできないものであったことが読み取れるのである。

(二) 不孝・不知恩

日蓮聖人は、孝養・報恩を人倫の道として尊ぶ一方で、不孝・不知恩を畜類に同じであるとも語っている。すなわち、「三皇已前に父をしらず、人皆禽獸に同ぜしがごとし。(略) 不知恩の者なり」(『開目抄』五七八頁)とみえるがごときである。日蓮聖人は、不孝・不義・不忠・不知恩は、人間にとつてあるまじき非行であり、中でも父母を殺したり、父母に背いたりする不孝は墮獄の因ともなることを説いている。例えば、「我等が心の内に父をあなづり母ををろかにする人は地獄其人の心の内に候」(『重須殿女房御返事』一八五六頁)等のごとくであり、同様の説示は、『一谷入道御書』(九九二〜九九三頁)、『撰時抄』(一〇三二頁)、『日女御前御返事』(一五二二頁)など多くの遺文に確認される。

ただし不孝・不知恩は、一部の例外に限り許されており、その例外のひとつが、「仏法を習極め」「出離の道をわきまへ」(『報恩抄』一一九二頁)するための求道である。仏法の真髓を探究する求道のためであれば、孝養・報恩・忠誠などの一時の世事を止めることは許容されるという。この義理を説いた経証として、日蓮聖人がしばしば引用するのが『清信士度人経』の「棄恩入無為真実報恩者」(典拠未詳)の文であり、その先例として引かれるのが積尊出家の故事であることは、かつて考究した通りである(『開目抄』五六五頁、『報恩抄』一一九二頁、『下山御消息』一三四五頁ほか)。いまひとつ、求道以外の目的でも、たとえば先述のごとく、主君・父母に誤りのある時は、これに随わずして諫めることが忠臣・孝子となる場合があり、これも不孝・不忠には当たらないとする(『報恩抄』一一九二頁、『日女御前御返事』一五二二頁ほか)。

如上の理由を除いてほかは、いかなる事情があっても、不孝・不知恩は許されない。特に、仏法においては、積尊・法華経に違背することが最も重い不孝の失であって、「親も親にこそよれ、積尊ほどの親。師も師にこそよれ、主も主にこそよれ、積尊ほどの師主はありかたくこそはべれ。この親と師と主との仰をそむかんもの、天神地祇にすてられたてまつらざらんや。不孝第一の者也」(『南条兵衛七郎殿御書』三二〇頁)、「さればこの法華経は、一切の諸仏の眼目、教主積尊の本師なり。一字一点もすつる人あれば、千万の父母を殺せる罪にもすぎ、十方の仏の身より血ヲ出す罪にもこへて候」(『兄弟鈔』九二〇〜九二二頁)などと述べている。同様の説示は、『行敏訴状御会通』(四九八頁)、『一谷入道御書』(九九二〜九九三頁)、『撰時抄』(一〇三二〜一〇三三頁)、『日女御前御返事』(一五二二頁)、『種種物御消息』(一五二九〜一五三〇頁)など諸遺文に散見される。また、現在の日本国が不孝の国となっていることを憂えては、「愚者の眼には仏法繁盛とみて、仏天智者の御眼には古き正法の寺々やうやくうせ候へば、一には不孝なるべし。賢なる父母の氏寺をすつるゆへ」(『法門可被申様之事』四四六頁)

、「孔丘ノ孝経提^レ之^ヲ打^ニチ父母之頭^ヲ、積尊ノ法華経ヲ誦^シナガラ口ニ違^ニ背^ス於教主^ニ。不孝国^ハ此国也」(『曾谷入道殿許御書』九〇〇頁)と述べる。なお、不孝国に関する説示は、ほかにも『南条兵衛七郎殿御書』(三三三頁)、『法門可被申様之事』(四四八頁)等にみえる。

二、門弟の親子関係に関する説示

門弟の親子関係に言及した遺文は数多く、これら諸遺文を渉猟すると門弟の抱える様々な苦悩・葛藤に対して日蓮聖人がいかに向き合っていたかを読み解くことができる。ここでは、門弟ごとに、その出自・境遇、日蓮聖人の教諭の内容などについて確認し、日蓮聖人が親子のあるべき姿をいかに認識していたか、また孝養・報恩の姿勢をいかに捉えていたかについて検討してみたい。

(一) 日朗

本弟子六人のひとり日朗（一二四五～一三二〇）は、寛元三年（一二四五）、下総国海上郡能手郷に平賀有国の子として生れ、母は能手の領主印東祐昭の次女（日昭の姉または妹にあたるか）、のちの妙朗尼と伝えるが、定かでない。日昭の甥にあたり、日像の異父兄にあたる。また、印東祐昭の長女（日昭の姉）は池上康光の妻にあたる人物と推され、日朗は池上宗仲・宗長兄弟とは従弟の関係になる。印東祐昭の妻は工藤祐経の長女と伝えられ、工藤祐経の孫が伊東祐光にあたるので、これが事実ならば工藤家・伊東家とも遠戚にあたることになる⁽³⁾。

文永八年（一二七一）の龍口法難に際して、寺社奉行宿谷邸の土籠に幽閉された日朗に対して、日蓮聖人は「各々ハ法花経一部づゝあそばして候へば我身並父母兄弟存亡等に回向しましたし候らん」（『五人土籠御書』五〇六頁）と教諭し、色心二法にわたって法華経を行じた日朗の功德は、存亡に関わらず父母兄弟のすべてに回向する旨を述べ、日朗の受難が法華経に根ざしているかぎり、そのことが孝養・報恩に結びつくものであるという解釈を示している。これは、法華経信仰・法華経弘通そのものが世俗的孝養よりも勝れているとみなす日蓮聖人の立場に立脚しているものと思われる。

(二) 富木常忍

富木常忍（一二一六～一二九九）は、下総国八幡庄若宮戸村に住する日蓮聖人最初期からの檀越で、房総半島を席卷した豪族の千葉氏に仕える家臣として知られている。後添と推測される尼御前が病弱であったため夫妻を氣遣った日蓮聖人の書簡も多い。富木夫妻の信仰心は強く、わが子（のちの日頂）を出家させている。日蓮聖人の与えた書簡の随所から、母や妻子に対する常忍のひたむきな心情や思いが見えてくる⁽⁴⁾。

特に、九〇歳に及んだ母を亡くすや、常忍がその遺骨を埋納すべく日蓮聖人在住の身延に詣で、仏事を修して帰ったことは、『忘持経事』に述べる通りである。すなわち、

今常忍貴辺^ハ末代ノ愚者^{ニシテ}、見思未断ノ凡夫也。身^ハ非^ズ俗^ニ非^ズ道^ニ禿居士、心^ハ非^ズ善^ニ非^ズ悪^ニ抵羊耳。雖^{レトモ}然^{リト}一人ノ悲母有^リ堂^ニ、朝^ニ出^テ詣^ニ主君^ニ一夕^ニ入^テ返^リ私宅^ニ、所^レ営^ム為^ニ悲母^ノ、所^レ存^ス孝心耳。而^{ルニ}去月下旬之比、為^ニ示^ニ生死ノ理^ヲ趣^ク黄泉ノ道^ニ。此与^ニ貴辺^ノ歎^テ云^ク、齡^ヒ既^及九旬^ニ、留^メテ去^ル親^ヲ雖^レ為^ニ次第^ニ。倩^案事^ノ心^ヲ、去^テ後不^レ可^レ来^ル期^ニ何^レ月^日ヲカ。二母無^シ国。自^レ今後誰^ラ可^キ拜^ス。離^レ難^レ忍^ビ之間、舍利懸^レ頸^ニ、任^セテ足^ニ出^テ大道^ニ、自^リ下州^一至^ニ于甲州^ニ、其中間往復及^フ千里^ニ（『忘持経事』一一五〇～一一五一頁）

とみえ、聖人は常忍の愛別離の悲しみを受けとめ、その孝養を讃嘆している。この後も、

常忍は、母の三回忌には身延へ追善供養料を届けるなど（『始聞仏乘義』一四二頁）、
悲母孝養の志を欠かさなかった。

(三) 曾谷法蓮

曾谷法蓮（一二二四～一二九一）は、俗名を曾谷二郎兵衛教信といい、のちに入道して
法蓮日禮と言ったと伝えられる。元仁元年（一二二四）、下総国八幡庄曾谷郷にて出生。
家系については種々の説があり大野政清の長子とも、畠山重忠の子孫である曾谷道頂の長
子であるとも、平氏である道野辺右京の孫とも伝えられ、その出自については所説あり定
かではない⁵⁵⁾。

また教信は孝養にも厚く、慈父が弘長三年（一二六三）に歿してから十三回忌まで「釈
迦如来の御前に於て自ら自我偈一卷を讀誦し奉り回向」（『法蓮鈔』九四五頁）していた。
法華経に帰依しなかつた父に対して一二年間毎朝孝養に努めた教信の亡父供養の志を、聖
人は「其時過去聖靈は我子息法蓮は子にはあらず善知識なりとて、娑婆世界に向ておがま
せ給らん。これこそ実の孝養にては候なれ」（『法蓮鈔』九五頁）と称賛している。

日蓮聖人は教信の父子の関係について、「法蓮上人の御身は過去聖靈の御容貌を残しお
かれたるなり。たとへば種の苗となり、華の菓となるが如し。其華は落て菓はあり、種は
かくれて苗は現に見ゆ。法蓮上人の御功德は過去聖靈の御財なり。松さかふれば柏よろこ
ぶ。芝かるれば蘭なく。情なき草木すら如此。何況情あらんをや。又父子の契をや」（『法
蓮鈔』九四五頁）と述べ、たとえ信仰が異なっても父子の契を断たなかつた教信の法華経
に根ざした供養の志は必ずや精霊に回向することを諭している。聖人は、ここに至つて鳥
龍遺龍の説話を引き、逆縁の者に対しても法華経修行の功德は周遍すること、ひたむきな
子の孝養の情が逆縁の亡父さえも救うことを諭しているのである。

(四) 四条頼基

四条頼基（一二二九～一二九六）は、北条朝時の長子泰時や名越の江馬光時に父の代よ
り仕えた御家人。初め蘭溪道隆の門に参禅したが、康元元年（一二五六）頃日蓮聖人に帰
依して法華経の信奉者になった。彼は四人兄弟であつたらしいことが知られる。龍口法難
で、頼基は、所領没収・御内追放の危機に直面したが、主君の江馬氏の庇護によつてこれ
を救われ、二月騒動で北条時輔側に加担した江馬氏が嫌疑をうけた時には、主君に殉死す
べき八人の家臣のうちに加わつたこともある。この事でも彼が実直、至誠な性格の武人で
あつたことをうかがうことができる。聖人身延入山以降、頼基は主君に法華経に帰依する
よう積極的に働きかけるが、かえつて不興をかい、また桑ヶ谷問答に同席したことにより、
江馬氏より勘気を蒙つた。この間、聖人は、頼基に対し、主君への奉公と信仰の両立につ
いて、『王舎城事』『崇峻天皇御書』等において訓戒し、主君に対しては、信仰面での改
心を強要するのではなく、平素の「ふるまい」に気を配つて接するよう諭している（『崇
峻天皇御書』一三九七頁）。弘安元年（一二七八）頃、江馬光時が悪疫に罹患した際、医
術にたけている頼基を召して治療をうけることとなり、その加療の甲斐あつて快方に向い、
同時に頼基に対する勘気も氷解したようである⁵⁶⁾。

このように篤実かつ信仰熱心な四条頼基であつたが、その朴直ともいえる性格ゆえ、亡
き両親の行く末を案じることもしばしばあつたようで、父母の墮獄を心配する頼基にたい

して、日蓮聖人は目連と青提女の故事を先例にあげ、「今貴辺は凡夫なり。肉眼なれば御らんなければ、もしもさもあらばとなげげかせ給。こは孝養の一分なり。梵天・帝釈・日月・四天も定てあはれとをぼさんか」(『四条金吾釈迦仏供養事』一一八六頁)と、父母の行く末を案じるその心根こそが孝養であり、諸天の加護を蒙ることができると思ましている。

(五) 池上宗仲・宗長

池上宗仲(生歿年未詳)・宗長(生歿年未詳)兄弟は、早く日蓮聖人に帰依し、武蔵国池上郷に住した武士。池上家の所伝によれば、宗仲は幕府の作事奉行であったという。父康光(か)は忍性の信者で、兄弟が康元元年(一二五六)頃日蓮聖人に帰依すると、両者の間で宗教的対立が高まり、文永一二年(一二七五)兄弟は勘当される。その後、一旦勘当が解かれるが、建治三年(一二七七)頃再度勘当され、この間、弟の宗長が信仰に動揺をきたしたことは、遺文の多くが宗長に送られていることから推察される。その後、兄弟は弘安元年(一二七八)にいたって父を改心させた⁷⁾。

この間、日蓮聖人は、度々の書状を送って兄弟に法華信仰を貫徹することを勧め、特に弟の宗長の去就を気遣いつつ、世俗的孝養より宗教的孝養こそ真の孝養であることを教示している。すなわち、

法華経のかたきになる親に随ひて、一乗の行者なる兄をすてば、親の孝養となりなや。せんずるところ、ひとすぢにをもひ切つて、兄と同じく仏道をなり給へ。親父は妙莊嚴王のごとし、兄弟は淨藏・淨眼なるべし(『兵衛志殿御返事』一四〇三頁)

とのはあにとをやとをそんずる人になりて、提婆達多がやうにをはずべかりしが、末代なれども、かしこき上、欲なき身と生れて、三人ともに仏になり給ひ、ちゝかた、はゝかたのるい(類)をもすくい給ふ人となり候ひぬ。又とのゝ御子息等も、すへの代はさかうべしとをぼしめせ(『兵衛志殿御返事』一五〇七頁)

貴辺と大夫志の御事は(略)案にたがふ事なく親父より度々の御かんだうをかうほらせ給ひしかども、兄弟ともに淨藏・淨眼の後身か、将又葉王・上行の御計かのゆへに、ついに事ゆへなく親父の御かんきをゆりさせ給て、前に立まいらせし御孝養心にまかせさせ給ぬるは、あに孝子にあらずや(『孝子御書』一六二六頁)

等のごとく、池上父子の宗教的葛藤について言及するなかで、たとえ世間には親不孝と映るかも知れないが、兄弟で力を合わせ法華経不信の親を法華経に導くことこそが真の孝養となる所以を、淨藏・淨眼の故事等を引いて訓諭しているのである。

(六) 南条時光

南条時光(一二三三)は、駿河国富士郡上方野郷在住の南条兵衛七郎の長男であり、父母と共に日蓮聖人の有力な檀越であった。文永二年(一二六五)頃、父七郎が死去のち、若くして家督を継ぎ、身延入山の聖人に折りある毎に供養の品を送り外護丹精をぬきんでた。追善の志厚く、法華信仰の念も熱烈であったことが、度々の書簡から読み取れる⁸⁾。

時光の母は、夫と死別後に尼となって、子の時光及び当時胎内にあった弟の七郎五郎を育成し、門下の中でも模範的な婦人であったという。次男の七郎五郎が弘安三年(一二八

○)に一六歳で天逝すると、日蓮聖人は母である後家尼にしばしば書を送って、悲嘆の母を慰め力づけ、子の追善を祈っている。また聖人は、弟子の日興をさし向けて南条家の信仰上における指導や相談に当たらせていた。

遺文中においても、時光の亡父への孝養に対する讚美(『南条殿御返事』一一七六頁、『上野殿御返事』一三〇九頁、『上野殿御返事』一六二二頁、『法華証明鈔』一九一〜一九一二頁ほか)や、子を亡くした後家尼への慰安の言葉が散見される。特に後者に関しては、「あやなくつぼめる花の風にしばみ、満月のにわか失せたるがごとくこそをぼすらめ」(『上野殿後家尼御前御書』一七九三頁)、「月を雲にかくされ、花を風にふかせて、ゆめかゆめならざるか、あわれひさしきゆめかなとなげきをり候」(『上野殿母尼御前御返事』一八一七頁)、「ふりし雪も又ふれりちりし花も又さきて候き無常ばかりまたもかへりきこへ候はざりけるか、あらうらめしあらうらめし」(『上野殿母尼御前御返事』一八九七頁)、「満月に雲のかゝれるかはれずして山へ入、さかんなる花のあやなくかぜにちるがごとしとあさましくこそをぼへ候へ」(『上野殿母尼御前御返事』一八九七頁)などと、頼りにしていた最愛の我が子を失った母の思いを代弁し、老いたる母を残して我が子が先立つ無常を嘆くと同時に、「故南条殿・故五郎殿と一所に生れんと願はせ給へ。一つ種は一つ種、別の種は別の種。同妙法蓮華經の種を心にはらませ給なば、同妙法蓮華經の国へ生れさせ給べし。三人面をならへさせ給はん時、御悦いかかうれしくおぼしめすべきや」(『上野殿母尼御前御返事』一八一二〜一八一三頁)などといったわりの言葉をなげかけている。

なお、時光の外祖父にあたる松野六郎の忌日に際し、時光の母尼に宛てた書簡では、「抑^モ御消息を見候へば、尼御前の慈父、故松野六郎左衛門尉入道殿の忌日と云云。子息多ければ孝養まぢまぢ也。然れども必法華經に非れば謗法等云云」(『上野尼御前御返事』一八九〇頁)と、慈父に対する母尼の孝養を讃嘆し、真の孝養は、内典の孝經たる法華經に限ることを強調している。その姿勢は、他の諸遺文にも確認され、日蓮聖人の法華經に根ざした孝養觀の一端を示していると思われる。

(七) 下山光基

下山光基(生歿年未詳)は、甲斐国下山の豪族。初め熱心な念仏者であつて、その子と推される因幡房日永が日蓮聖人に帰依して念仏を捨てたことに憤慨し、聖人が日永に代つて書いた『下山御消息』によつて聖人に帰依したという⁹⁾。本書において、日蓮聖人は、子は親に随うべきとする世俗的親子觀に対して、親に過失のあるときはこれを諫め、正しきに導くことは不義理とならないことを、積尊・比干等の先例を挙げて以下のように述べている。

世間の人々の思^ヒて候は、親には子は是非^ニ随^フべしと、君臣師弟^モ如^レト此。此等は外典をも不^レ弁^ヘ、内典をも知^ラぬ人々の邪推也。外典^ノ孝經には子父臣君諍^フべき段もあり、内典には、棄^テ恩^ヲ入^ニルハ無^ニ為^ニ真^ニ実^ニ報^ル恩^ヲ者^{ナリ}と仏定め給^ヒぬ。悉達太子は閻浮第一の孝子也。父の王の命を背^キてこそ、父母をば引導し給^ヒしか。比干が親父紂王を諫曉して、胸をほられてこそ、賢人の名をば流せしか。賤み給^フとも小法師が諫曉を用ひ給はずば、現当の御歎^キなるべし。此は親の為に読^ミまいらせ候はぬ阿弥陀經にて候へば、いかにも当時は叶^フべしとはおぼへ候はず。(『下山御消息』一三四四〜一三四五頁)

ここでは、日蓮聖人はひとえに父母孝養を重んずるがために念仏を信仰しない旨の意思も表明され、父母孝養は法華經に限ることを示唆し、同時に日永の法華經信仰も偏に父母孝養のためであることを弁明しているのである。

(八) 妙一尼

妙一尼(生歿年未詳)の出自については詳らかではなく、六老僧日昭の母、日昭の姉(日朗の母・妙朗尼)、日昭の妻、乙御前(日妙尼の娘)、棧敷尼、松野女房などの所説がある。日蓮聖人佐渡在島中に信者弾圧が原因で程なく夫が死亡したと推されているが詳伝は未詳³⁰。妙一尼には二人の子と老婆があった。しかし、そのうち一人の子は病弱な男子、もうひとりの子は幼少の女子であり、妙一尼は精神的にも経済的にも難儀にあったが、夫の志を受け継いで法華經の信仰を貫いたといわれる。

日蓮聖人は、「しかるに聖靈は、或は病子あり或は女子あり、われすて、冥途にゆきなば、かれたる朽木のやうなるとしより尼か一人とまりて、此子とんをいかに心くるしかるらんと、なげかれぬらんとをぼゆ。(略)此をもんて案^{スル}に、聖靈は此功德あり。大月輪の中か、大日輪の中か、天鏡をもんて妻子の身を浮^テて、十二時に御らんあるらん」(『妙一尼御前御返事』一〇〇〇〜一〇〇一頁)と、夫の無念を代弁しつつ、しかし一方で法華經に身を捧げた亡夫の功德ははかりしれず、夫の妻を思い、子を案^{スル}する念は、命が尽きた後も消えることがなく、常に天にあつて妻子を見守り続けているであろうことを述べている。

(九) 光日房

光日房(生歿年未詳)は、安房国天津に住したとされる女性信徒³¹。子の弥四郎は、佐渡より帰還し鎌倉に滞在していた日蓮聖人と面会し、武士の所従として死の不安と未亡人の母に先立ちかねない不孝とを日蓮聖人に相談したとされる。その後、まもなくして弥四郎は死去したようで、弥四郎死去の報を聞いた日蓮聖人が、かつての弥四郎の懇願に応えて、その母に充てたのが『光日房御書』である。本書において、日蓮聖人は、

主のわかれ、をやのわかれ、夫妻のわかれ、いつれかおろかなるべき。なれども主は又他の主もありぬべし。夫妻は又かはりぬれば、心をやすむる事もありなん。をやこのわかれこそ、月日のへだつるまゝに、いよいよなげきふかりぬべくみへ候へ。をやこのわかれにも、をやばゆきて子はとどまるは、同^シ無常なれどもことほりにもや。をひたるはわはとどまりて、わかき子のさきにたつなさけなき事なれば、神も仏もうらめしや。いかなれば、をやに子をかへさせ給^テてさきにはたてさせ給はず、とどめをかせ給^テて、なげかさせ給^ラんと心うし(『光日房御書』一一五七〜一一五八頁)と、親子の愛別離の悲嘆のうちでも、子が先立つ不孝ほど悲しいものはないと、同情と哀惜の念を深くしている。日蓮聖人の教導はその後もなお続き、『光日上人御返事』では、子を慈念するあまりに出家した光日に対して、靈山浄土への母子俱生を期待して、「何^ニ況^ヤ今の光日上人は子を思^フあまりに、法華經の行者と成^リ給^フ。母と子と俱に靈山浄土へ参^リ給^フべし。其時御対面いかにうれしかるべき。いかにうれしかるべき」(『光日上人御返事』一八八〇頁)と励ましている。

(一〇) 千日尼

千日尼（生歿年未詳）は、佐渡在住の檀越阿仏房の妻で、夫の阿仏房と共に日蓮聖人に帰依し、佐渡における聖人の有力な外護者となっており、その千日尼の法号は、聖人が在島した二年五カ月の間、約一千日間の尼の供養に因んで授けられたものといわれている⁽²⁰⁾。阿仏房が弘安二年（一二七九）三月に九一歳で歿すと、その子藤九郎守綱は、その年の七月に父の舍利を頸に懸けて日蓮聖人を訪ね、身延の地に遺骨を埋葬した。守綱は入道して法華経の行者となり、後阿仏と呼ばれている。

翌年七月にも身延の聖人を訪れ、父の墓参をした砌、聖人は千日尼に宛てて書状を送り、「其子藤九郎守綱は此の跡をつぎて、一向法花経の行者となりて、去年は七月二日、父の舍利を頸に懸け、一千里の山海を経て、甲州波木身延山に登りて法花経の道場に此をおさめ今年は又七月一日、身延山に登りて慈父のほかを拝見す。子にすぎたる財なし子にすぎたる財なし」（『千日尼御返事』一七六五頁）と、法華経を抛り所として孝養を尽くす守綱を誉め、併せてそうした孝養の子をもった千日尼を慰めている。

(一一) 持妙尼（窪尼）

持妙尼（生歿年未詳）は、駿河国富士郡久保村に住した女性信者で、窪尼とも称する。松野六郎左衛門の内室あるいは西山翁（大内安清か）の内室かと推測されているが、いずれも確証はない。遺文によれば、夫の歿後、亡夫の命日や折につけて身延の日蓮聖人の許に供養の品を届けたようである⁽²¹⁾。

尼には、孝養を尽くす一人娘がおり、日蓮聖人は、「一人をはするひめ御前も、いのちもながく、さひわひもありて、さる人のむすめなりときこえさせ給べし。当時もおさなけれども母をかけてすすす女人なれば、父の後世をもたすくべし」（『窪尼御前御返事』一六四五頁）と、亡夫の供養の志は母から孝養の娘へと必ず受け継がれることを力説している。

三、日蓮聖人における両親への思慕

以上、日蓮聖人における孝養・報恩の問題を中心に、親子のありかたを巡る日蓮聖人の観念を概観してきた。最後に、日蓮聖人自身の両親への思慕・追懐について遺文中の説示を拾い上げ、その孝養の生涯を振り返ってみたい。

日蓮聖人は、貞応元年（一二二二）、安房國小湊の地に、当地の荘司・荘官あるいは権守層であったとされる貫名重忠・梅菊を両親として誕生したといわれる⁽²²⁾。伝承によれば、建長五年（一二五三）の立教開宗の折、父母は念仏批判を展開する我が子を案じていたこと（『王舎城事』九一七頁）、清澄追放のち日蓮聖人は両親に妙日・妙蓮の法号を授与したこと、文永元年（一二六四）に帰省した砌には病床の母を見舞い当病平癒の祈願を修したこと（『可延定業御書』八六二頁）、翌年帰省の折に清澄寺で執筆した『法華題目鈔』は一説には悲母へ宛てたものと推定されていること、文永十一年（一二七四）の身延入山の後は、ことある毎に身延山頂に登山して故郷安房を臨み両親の冥福を祈ったことなど、父母に対して孝養の道を尽くしたことが伝えられている。日蓮聖人が父母について言及した遺文は数少ないが、その説示を紐解く時、人の子として父母を思う心を失わなかった日蓮聖人の知恩報恩・孝養父母の志の一端をかいま見ることができるのである。

日蓮聖人は、父母孝養の志について「生^レ我^ラ父母等^ニ未^レ死^セ已^ニ進^ニ此大善^ヲ」(『顕
仏未來記』七四二頁)と、両親の存命中に父母を法華經の大善に帰入せしめることを誓願
したという。立教開宗にあたっては「今度命をおしむならば、いつの世にか仏になるべき、
又何なる世にか父母師匠をもすくひ奉^ルべきと、ひとへにをもひ切て申^シ始め」(『報恩抄』
一二三七頁)と、父母師匠の孝養・報恩のため法華信仰を宣言したことを述懐している。

龍口法難に際し法華經広宣流布の志半ばで死を覚悟した時には、「されば日蓮貧道の身
と生^レて、父母の孝養心にとらず、国の恩を報ずべき力なし。今度額を法華經に奉^リて其
功德を父母に回向せん」(『種種御振舞御書』九六六〜九六七頁)とも述べている。また、
流刑地の佐渡では、鎌倉・故郷への生還が期待できないことを憂えて、「かへらずば又父
母のはかを見る身となりがたしとおもひつづけしかば、いまさらとびたつばかりくやしく
て、などかかゝる身とならざりし時、日にも月にも海もわたり、山をもこえて父母のはか
をもみ、師匠のありやうをも、とひをとづれざりけんとなげかしく」(『光日房御書』一
一五二頁)と懐郷と後悔の念にかられたこともあったという。

第三国諫のち身延入山した聖人は、「本国にいたりて今一度、父母のはかをもみんな
をもへども、にしきをきて故郷へはかへれといふ事は内外のをきてなり。させる面目もな
くして本国へいたりなば、不孝の者にてやあらんずらん。これほどのかたかりし事だにも
やぶれて、かまくらへかへり入る身なれば、又にしきをきるへんもやあらんずらん。其時、
父母のはかをもみよかしと、ふかくをもうゆへにいまに生国へはいたらねども、さすがこ
ひしくて、吹く風、立つくもまでも、東のかたと申せば、庵をいでて身にふれ、庭に立ち
てみるなり」(『光日房御書』一一五五頁)と、法華經の広宣流布を実現できないまま帰
郷するならば父母の孝養も全うできないことを述べるると同時に両親への想いを深くし、身
延在山の理由については、「これはひとへに父母の恩・師匠の恩・三宝の恩・国恩をほう
ぜんがため」(『報恩抄』一二三九頁)であるとも述べている。

更に、法華經に身を捧げた自身の生き様について、「日蓮は、うけがたくして人身を
うけ値がたくして仏法に値^ヒ奉^ル。一切の仏法の中に法花經に値^ヒまいらせて候。其^ノ恩徳
ををもへば父母の恩・国主の恩・一切衆生の恩なり。父母の恩の中に慈父をば天に譬へ、
悲母をば大地に譬へたり。いづれもわけがたし。其中悲母の大恩ことにほうじがたし。(略)
但^タ法花經計^リこそ女人成仏、悲母の恩を報ずる実の報恩經にては候へと見候しかば、悲母
の恩を報ぜんために、此經の題目を一切の女人に唱^ヘさせんと願す」(『千日尼御前返事』
一五四二頁)、「我が身は藤のことくなれども、法花經の松にかゝりて妙覺の山にものぼ
りなん、一乗の羽をたのみて寂光の空をまかけりぬべし。此の羽をもて、父母祖父祖母乃
至七代の末までもとぶらうべき僧なり」(『孟蘭盆御書』一七七六頁)などと、殊に悲母
に対する孝養の思いを募らせると同時に、その生涯は四恩報謝のためであると意義づけ
ている。

なお、身延の日蓮聖人に対して、門弟から使いの者が遣わされ供養の品が届けられると、
「我父母かはらせ給^ヒけん」と、かたちがへなるうらめしき、なみだをさへがたし」(『新尼
御前御返事』八六五頁)、「只悲母の佐渡国に生かわりて有か」(『千日尼御前返事』一
五四五頁)などと、望郷の念や両親への思慕を深くすることもあった。

むすびにかえて

日蓮遺文を拝読するにつけ感じるのは、いかなる困難に直面しても変わることはない強い信念と、門弟に接する際にかいま見せる細やかな人情が文章の随所ににじみ出ていることである。門弟と痛みを分かち合い、共に喜び、また悲しむ、そのような人間味も日蓮聖人の魅力のひとつである。親子のありかたを巡る日蓮聖人の説示にも、その恩情と人となりを拝察することができた。本稿では、孝養・報恩の問題を中心に、日蓮聖人の親子観について検討を試みたが、その要旨を約言すると以下の通りとなる。

- (1) 日蓮聖人は、孝養・報恩の問題を、単に世俗的・儒教的観点からだけでなく、仏教的・法華経的観点から捉えている。
- (2) 儒教と仏教の孝養の相違に関しては、前者は今生に限るのに対して、後者は三世に及ぶことを指摘する。従って、祖先・先人に対する報恩のためには、仏教に根ざした孝養でなければならない。
- (3) 真実の孝養は、「内典の孝経」である法華経に限るとする。遺文では、全体的に儒教的・世俗的孝養よりも、法華経を拠り所とした仏教的孝養を重んじる傾向にある。
- (4) 四恩報謝は仏道を行ずる者には欠かすことができないことを指摘する。
- (5) 求道のためには、一時の世俗的孝養は止めても差し支えなく、「棄恩入無為真実報恩者」はその文証である。
- (6) 謗法行為は、積尊・法華経の慈父・悲母に背く不孝の失であり、墮地獄必定である。いまの日本国は不孝国となっている。
- (7) 親子関係について教化を受けた門弟には、概ね孝子をもつ家庭が多い。また、その孝養の子を讃嘆する遺文も多い。
- (8) 日朗・富木氏・曾谷氏・南条氏・下山氏・千日尼等への教化にも現れていた通り、孝養には、「内典の孝経」である法華経を拠り所とする必要性を重ねて説く。
- (9) 日蓮聖人の生涯は、父母に対する孝養もさることながら四恩に対する報恩の生涯そのものであり、その「こころざし」が「ふるまい」に如実に現れている。
- (10) 日蓮聖人にとって報恩の誓願は、仏弟子として生きる上での根本的な命題として自覚されたものであり、求道は報恩の実践を抜きに語ることができないものである。以上、雑駁であるが日蓮聖人の親子観について、孝養・報恩の問題に着目しつつ考察してきた。今後は、四恩のうち父母孝養以外の、師恩の報酬、三宝の報謝、国恩と諫暁の問題にも検討を拡げていくことを課題として、結びとしたい。

註

- (1) 高森大乘稿「譬喩にみる日蓮の家族観―夫婦に関する説示を中心に―」『日本仏教学会年報』六九号、同「譬喩にみる日蓮聖人の親子観」『小松邦彰先生古稀記念論文集 日蓮教学の源流と展開』（山喜房仏書林）。
- (2) 四恩に関しては、『正法念処経』（『正蔵』一七卷三五九頁b）では母・父・如来・説法法師の四種を、『大乘本生心地観経』（『正蔵』三卷一九七頁a）では父母・衆生・国王・三宝の四種をあげ、特に後者が中国・日本の仏教に与えた影響は大きいとされる。一方、日蓮聖人の場合は、『報恩抄』（一一九二頁）において父母・師匠・国主・三宝の四をあげている。
- (3) 『日蓮聖人遺文辞典』歴史篇「日朗」の項、『昭和重修日蓮聖人遺文全集』別巻四一頁、宮崎英修著『日蓮聖人のお弟子たち』（さだるま新書一）二〇頁。

- (4) 『日蓮聖人遺文辞典』 歴史篇「富木常忍」の項、『昭和新修日蓮聖人遺文全集』別巻六七頁。
- (5) 『日蓮聖人遺文辞典』 歴史篇「四条左衛門尉」の項、『昭和新修日蓮聖人遺文全集』別巻六二頁。
- (6) 『日蓮聖人遺文辞典』 歴史篇「曾谷二郎入道」の項、『昭和新修日蓮聖人遺文全集』別巻七二頁。
- (7) 『日蓮聖人遺文辞典』 歴史篇「ひやうへの志・兵衛志」「右衛門大夫宗長」の項、『昭和新修日蓮聖人遺文全集』別巻七五頁。
- (8) 『日蓮聖人遺文辞典』 歴史篇「南条七郎次郎時光」の項、『昭和新修日蓮聖人遺文全集』別巻九五頁。
- (9) 『日蓮聖人遺文辞典』 歴史篇「下山兵庫五郎」の項、『昭和新修日蓮聖人遺文全集』別巻一〇六頁。
- (10) 『日蓮聖人遺文辞典』 歴史篇「妙一尼」の項、『昭和新修日蓮聖人遺文全集』別巻一一一頁。
- (11) 『日蓮聖人遺文辞典』 歴史篇「光日尼」の項、『昭和新修日蓮聖人遺文全集』別巻一〇七頁。
- (12) 『日蓮聖人遺文辞典』 歴史篇「千日尼」の項、『昭和新修日蓮聖人遺文全集』別巻八七頁。
- (13) 『日蓮聖人遺文辞典』 歴史篇「持妙尼」の項、『昭和新修日蓮聖人遺文全集』別巻一一七頁。
- (14) 日蓮聖人の出自については、賤民説（日蓮遺文『善無畏三藏鈔』、伝大石寺日道『三師御伝土代』ほか）、武家説（行学院日朝『元祖化導記』、円明院日澄『日蓮聖人註面讃』ほか）、公家説（六牙院日潮『本化別頭仏祖統紀』、智寂院日省『本化高祖年譜』、皇胤説（堀内良平『皇道と日蓮』、野村日政『数珠丸記』、伊藤瑞叡編『日蓮聖人の御出自に関する三つの仮説』、廣野観順著『法剣数珠丸考及聖祖皇統説への一勘検』ほか）、荘官説（高木豊著『増補改訂日蓮—その行動と思想』ほか）、権守説（伝日蓮遺文『法華本門宗要鈔』、豪族・文筆官僚説（中尾堯『日蓮』ほか）など諸説がある。生誕年については、弘安五年（二二八二）一〇月一六日付の『日蓮聖人御遷化記録』によると、歿年が六一歳（満六〇歳）だったといわれているところから、逆算して貞応元年となる。